

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 26 日

熊本県知事 木村 敬 殿

提出者 〒869-1231
住 所 熊本県菊池郡大津町大字平川1740-1
氏 名 株式会社ホンダトレーディングアルミニウム
代表取締役社長 水口 浩太郎
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 096-293-1515

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ホンダトレーディングアルミニウム 熊本工場
事業場の所在地	熊本県菊池郡大津町大字平川1740-1
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	非鉄金属精錬業（アルミニウム製造業）
②事業の規模	年間販売量 2391.3909Mt（熊本工場・2023年度実績）
③従業員数	58 名（熊本工場・2023年4月1日現在、正規52名/非正規6名）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	アルミ溶解炉（休止溶解炉含む9基）やキルン設備のダクトを通り、サイクロン処理した物や集塵機へ入ってバグフィルタで集塵処理した集塵灰を特別管理産業廃棄物として処分を行っている。 （添付資料「処理工程図」のとおり）

（日本産業規格 A列4番）



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付資料「管理体制図」のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物の
種類

ばいじん（有害）

排 出 量

42.9 t

(これまでに実施した取組)

優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた処理業者に委託し、埋め立て処理を行わず再生（中間）処理を推進する。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の
種類

ばいじん（有害）

排 出 量

60 t

(今後実施する予定の取組)

今後も再生（中間）処理による管理型埋立処理「0」を推進するとともに、生産量・使用原料に対する廃棄物の発生状況を把握し、廃棄物の管理向上と発生量の抑制を図る。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

ばいじん（特別管理産業廃棄物）は、他の廃棄物と区分し分別保管している。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

引き続き分別保管を行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	
（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

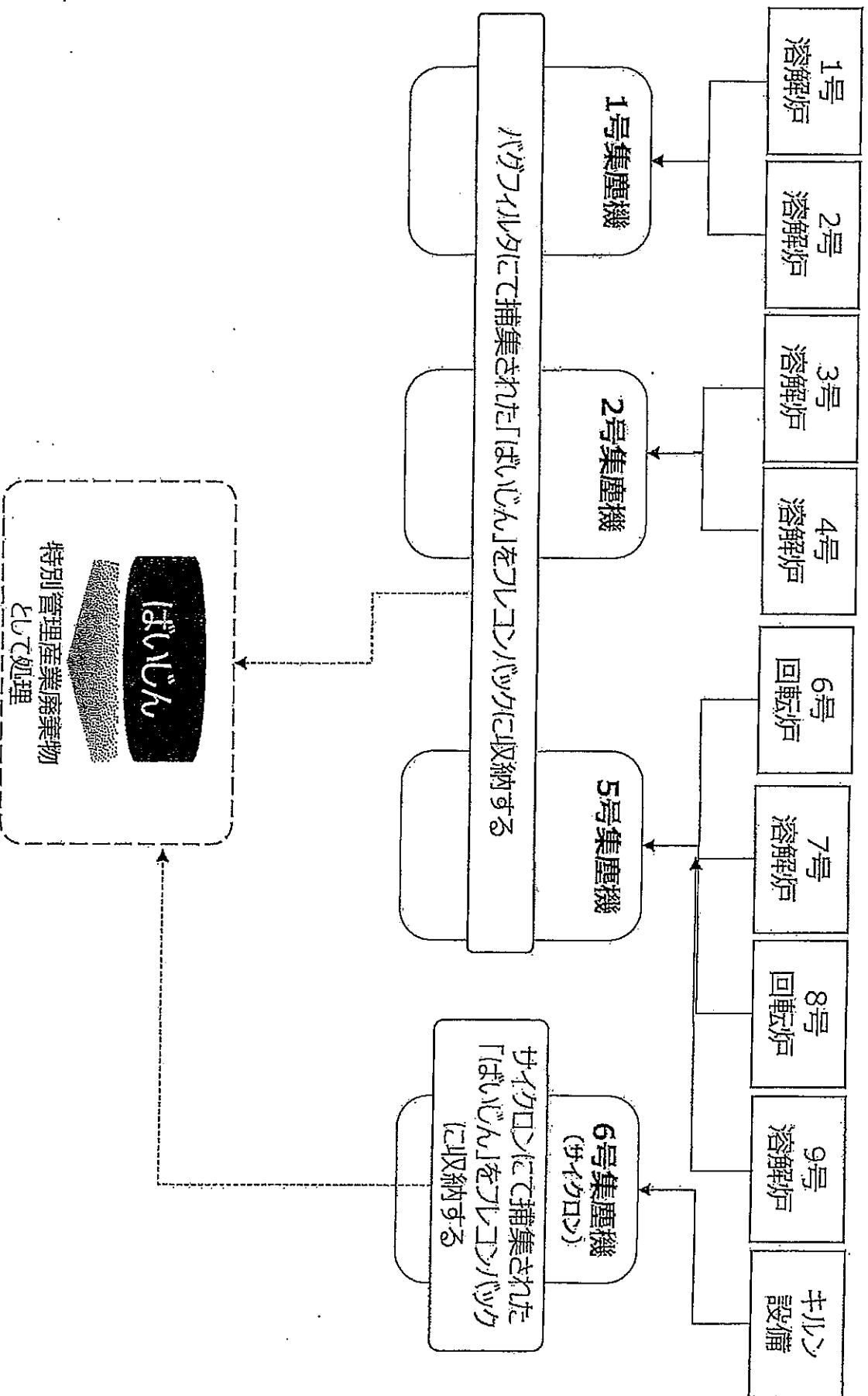
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）	
	全処理委託量	42.9 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	42.9 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 定期的に処理状況の現地確認を行っている。		

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん（有害）				
	全処理委託量	60 t				
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t				
	再生利用業者への処理委託量	60 t				
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t				
(今後実施する予定の取組)						
今後も継続して委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定し、定期的に処理状況の現地確認を行う。						
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		18.370t			
	(今後実施する予定の取組等)					
電子マニフェストの使用・運用を推進する						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

添付資料 [処理工程図]



添付資料 〔管理体制図〕

